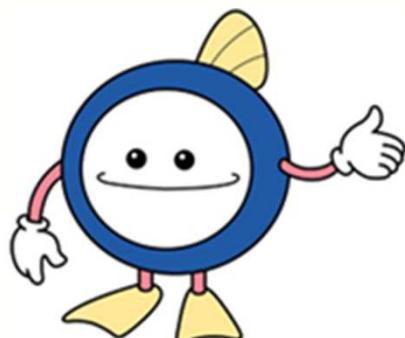


下水道使用料のしくみと 今後の改定について



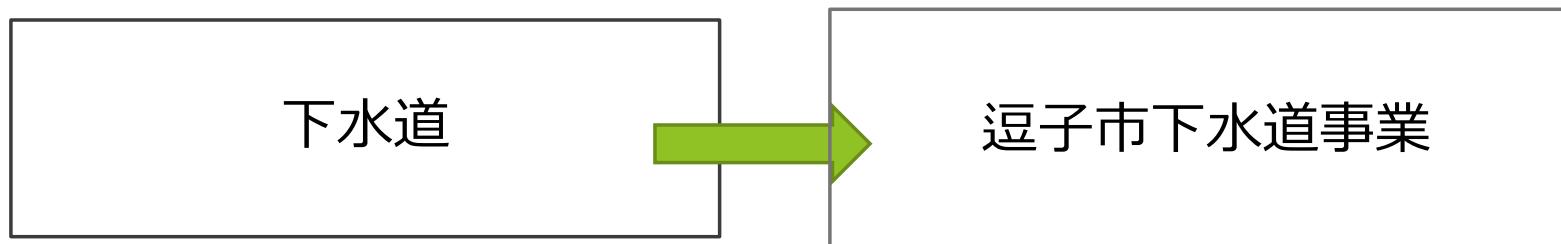
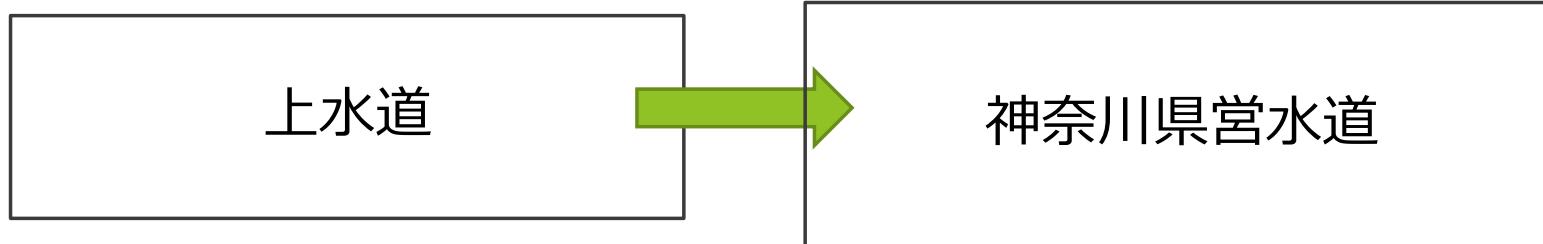
下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

(1) 使用料のしくみ

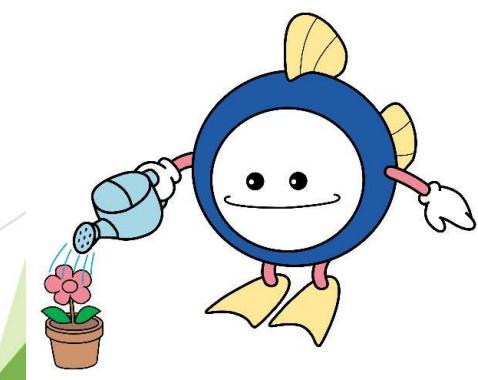


2

水道と下水道について



3

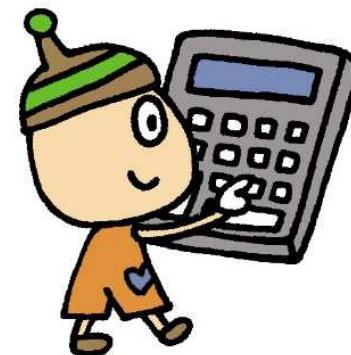


逗子市の下水道使用料の沿革

昭和47年4月1日より公共下水道の供用が開始され、使用料徴収も開始



- ▶ 開始当初から昭和59年度まで均一料金制
- ▶ 昭和60年度からは累進制
- ▶ 平成15年度からは上下水道一括納付制度を導入
- ▶ 令和4年7月1日に使用料改定
- ▶ 令和8年7月1日に使用料改定（予定）



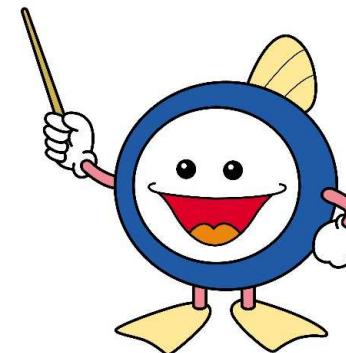
下水道使用料について（1）

①独立採算の原則

- ▶ 下水道事業は、地方財政法上の公営企業と位置付けられている
- ▶ 公営企業である下水道事業の経営は独立採算制が原則となる
- ▶ 事業の経費は、経営の結果得た収入によって賄う

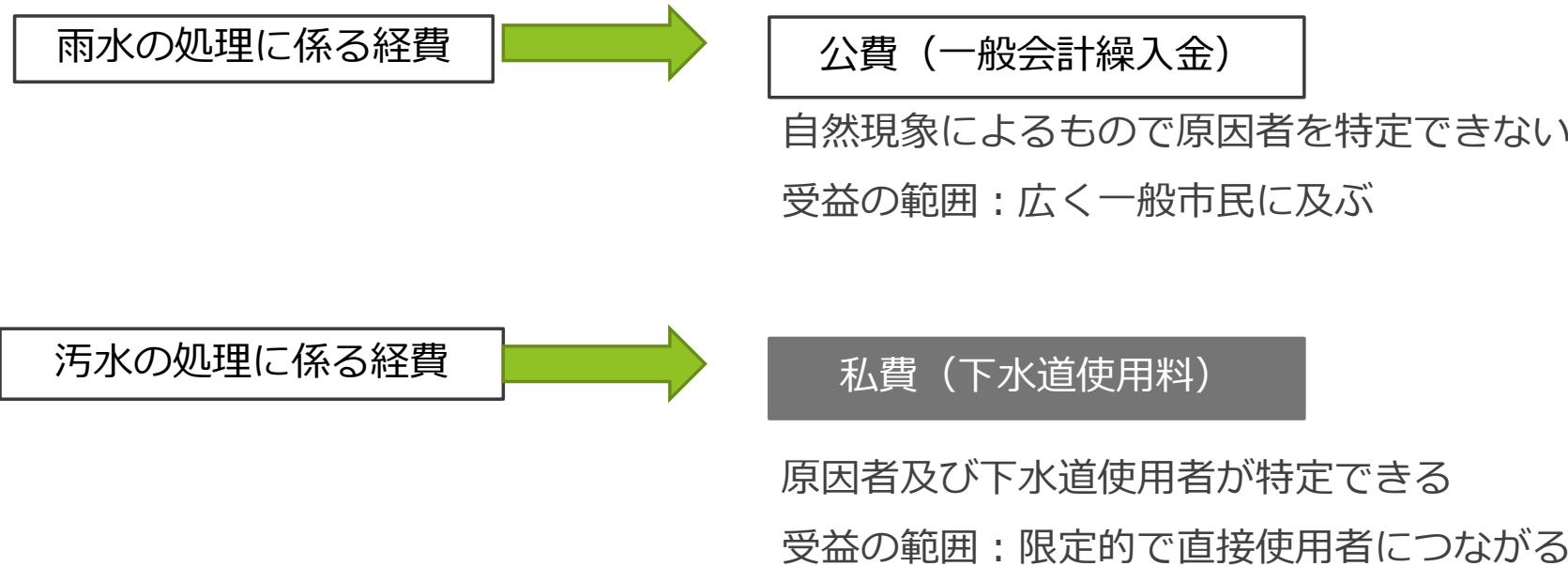


下水道事業は、使用者から徴収した下水道使用料で経営を行うという原則



下水道使用料について（2）

②雨水公費・汚水私費の原則



下水道使用料徴収の法的根拠（1）

■下水道法

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (略)

下水道使用料徴収の法的根拠（2）

■逗子市下水道条例

（使用料の徴収）

第11条 市長は、公共下水道の使用について別表により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と同税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じた率を加算し、その税率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用者から使用料として徴収する。ただし、法律の定めるところにより消費税が免除されるときは、当該相当額を控除したものとする。

2 前項の使用料は2月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月徴収することができる。

3・4 (略)

▶ 別表

区分	1月当たりの排除汚水量	改定後
一般汚水	基本額	8m ³ までの分
	加算額 1m ³ につき	8m ³ を超える15m ³ までの分
		15m ³ を超える20m ³ までの分
		20m ³ を超える25m ³ までの分
		25m ³ を超える30m ³ までの分
		30m ³ を超える40m ³ までの分
		40m ³ を超える50m ³ までの分
		50m ³ を超える100m ³ までの分
		100m ³ を超える500m ³ までの分
		500m ³ を超える5,000m ³ までの分
		5,000m ³ を超える10,000m ³ までの分
		10,000m ³ を超える分
浴場汚水	1m ³ につき	5円

原則、排除汚水量は
上水道の使用水量と
同水量で認定
しています

使用料体系について

使用料体系：対象経費をどのように配分し、負担させるかということを体系化したもの

基本料金

使用量の有無に関わりなく賦課される

従量料金

使用量の多寡に応じ単位水量当たりの価格により算定し、賦課される

使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる料金体系（累進制）

逗子市ではこれらを
組み合わせた料金体系
を採用

例：2か月で水道使用量が40m³の場合 (1か月あたり20m³として計算)

▶ 基本料金	(8m ³ までの分)	679円
▶ 超過分	8m ³ を超え15m ³ までの分	104円×(15m ³ -8m ³) = 728円
	15m ³ を超え20m ³ までの分	109円×(20m ³ -15m ³) = 545円
▶ 小計 (1か月あたり)		1,952円
▶ 2か月あたり	1,952円×2か月	= 3,904円
▶ 消費税額	3,904円×10/100	= 390円

合計 4,294円

(2) 次回の使用料改定について



使用料改定の内容

・改定時期 ⇒ 2026年（令和8年）7月1日改定予定

・改定率 ⇒ 平均改定率 140%

年度	経常収支比率 (%)	経費回収率 (%)	使用料収入 (千円)	汚水処理費 (千円)	累積欠損金 (千円)
2023年度 (令和5年度)実績	95.2	83.1	757,502	911,915	▲ 463,616
2027年度 (令和9年度)予測	102.3	103.8	1,054,131	1,015,844	▲ 618,594



「経常収支比率100%の達成」及び「経費回収率100%の達成」を実現するため、令和9年度に想定される汚水処理費を賄うためには、令和5年度の使用料収入を約1.4倍にすることで達成できるという試算になりました。

使用料改定の内容

■ 下水道使用料改定（案）

区分	1月当たりの排除汚水量	現行額	改定案	増加額	増加率
一般汚水 1立方メートルにつき	基本額 8立方メートルまでの分	679円	900円	221円	132.5%
	8立方メートルを超え15立方メートルまでの分	104円	139円	35円	133.7%
	15立方メートルを超え20立方メートルまでの分	109円	145円	36円	133.0%
	20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	132円	180円	48円	136.4%
	25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円	210円	60円	140.0%
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	154円	221円	67円	143.5%
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	185円	271円	86円	146.5%
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	203円	305円	102円	150.2%
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	229円	349円	120円	152.4%
	500立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	266円	411円	145円	154.5%
	5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	281円	441円	160円	156.9%
	10,000立方メートルを超える分	343円	583円	240円	170.0%

使用料改定の内容

■ 1か月あたり20m³の場合

基本使用料	679円 (8m ³)
従量使用料	728円 (7m ³ ×104円)
	545円 (5m ³ ×109円)
合 計	1,952円

基本使用料	900円 (8m ³)
従量使用料	973円 (7m ³ ×139円)
	725円 (5m ³ ×145円)
合 計	2,598円

646円

下水道使用料は基本使用料と従量使用料でそれぞれ単価を定めて上記のように計算します。

今回の改定では、基本料金は679円→900円、ひと月あたり221円増額となる改定をします。



使用料改定の内容

■ 使用水量別の2か月分使用料新旧表（税抜き・単位：円）

	10m ³	25m ³	35m ³	40m ³	50m ³	100m ³	300m ³	1,500m ³	3,000m ³	30,000m ³
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	3,904	5,224	13,504	56,704	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	1,800	3,051	4,471	5,196	6,996	18,936	84,336	534,136	1,150,636	14,267,636
増加額	442	757	1,112	1,292	1,772	5,432	27,632	184,132	401,632	5,416,632
増加率	132.5%	133.0%	133.1%	133.1%	133.9%	140.2%	148.7%	152.6%	153.6%	161.2%
目安	単身世帯	大人2人	大人2人 小学生1人 幼児1人	大人3人	大人2人 高校生1人 中学生1人	飲食店	食品加工業	小売店	特養	米軍住宅

下水道使用料は、基本的に2か月に一回、水道料金と合わせた請求になります。実際には上記金額に消費税が加算されます。また、上記の目安は、各世帯や企業等の状況に基づき推測した使用水量となります。



使用料改定による効果

■ 使用料改定による効果

年度	経常収支比率 (%)	経費回収率 (%)	使用料収入 (千円)	汚水処理費 (千円)	累積欠損金 (千円)
2023年度 (令和5年度) 実績	95.2	83.1	757,502	911,915	▲ 463,616
2027年度 (令和9年度) 予測	102.3	103.8	1,054,131	1,015,844	▲ 618,594

今回の改定では2027年度（令和9年度）に100%を超える見込みです。
つまりは、使用料で維持管理費が賄えている＝黒字経営 ということになります。



使用料改定に至った経緯

効率的で持続可能な下水道事業の実現に向けて経営戦略を改定した令和5年度以降、以下の経営の基本方針を設定しています

経営の 基本方針

安全・安心で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供する

8つの経営方針

経営方針① 経常収支比率100%の達成

経営方針② 経費回収率100%の達成

経営方針③ 累積欠損金の解消

経営方針④ 適切で計画的な事業執行

経営方針⑤ 弹力的な下水道使用料の見直し

経営方針⑥ 効率的な投資

経営方針⑦ 下水道事業の理解促進

経営方針⑧ 人材の育成

市HPでもご覧いただけます！



逗子市公共下水道事業経営戦略
(2023年度改定版)

計画期間：2024年度～2033年度



2024年1月
逗子市

使用料改定に至った経緯

令和6年10月に諮詢をし、令和7年6月までに計5回の審議を重ね、新たな料金表を含めた答申を受けました。

審議会内では6つのパターンについて検討しました。

パターン1 基本使用料のみをアップ								
標準使用水量 (2か月あたり)	単身世帯 10m ³	大人2人 25m ³	大2+小+幼 35m ³	大2+高+中 50m ³	居酒屋 100m ³	スーパー 1,500m ³	特養 3,000m ³	米軍住宅 30,000m ³
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	5,224	13,504	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	3,230	4,166	5,231	7,096	15,376	351,876	750,876	8,852,876
増加額	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
増加率	237.8%	181.6%	155.7%	135.8%	113.9%	100.5%	100.2%	100.0%

パターン2 従量使用料のみをアップ								
標準使用水量 (2か月あたり)	単身世帯 10m ³	大人2人 25m ³	大2+小+幼 35m ³	大2+高+中 50m ³	居酒屋 100m ³	スーパー 1,500m ³	特養 3,000m ³	米軍住宅 30,000m ³
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	5,224	13,504	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	1,358	2,825	4,495	7,420	20,390	546,590	1,170,590	13,852,590
増加額	0	531	1,136	2,196	6,886	196,586	421,586	5,001,586
増加率	100.0%	123.1%	133.8%	142.0%	151.0%	156.2%	156.3%	156.5%

パターン3 大口利用者を対象にアップ								
標準使用水量 (2か月あたり)	単身世帯 10m ³	大人2人 25m ³	大2+小+幼 35m ³	大2+高+中 50m ³	居酒屋 100m ³	スーパー 1,500m ³	特養 3,000m ³	米軍住宅 30,000m ³
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	5,224	13,504	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	1,358	2,294	3,359	5,224	13,504	723,504	2,243,004	33,114,004
増加額	0	0	0	0	0	373,500	1,494,000	24,263,000
増加率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	206.7%	299.5%	374.1%

使用料改定に至った経緯

パターン4 基本額・加算額一律140%上昇型

標準使用水量 (2か月あたり)	単身世帯 10m ³	大人2人 25m ³	大2+小+幼 35m ³	大2+高+中 50m ³	居酒屋 100m ³	スーパー 1,500m ³	特養 3,000m ³	米軍住宅 30,000m ³
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	5,224	13,504	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	1,902	3,216	4,711	7,326	18,926	490,126	1,048,126	12,382,126
増加額	544	922	1,352	2,102	5,422	140,122	299,122	3,531,122
増加率	140.1%	140.2%	140.3%	140.2%	140.2%	140.0%	139.9%	139.9%

パターン5 子育て世帯配慮型

標準使用水量 (2か月あたり)	単身世帯 10m ³	大人2人 25m ³	大2+小+幼 35m ³	大2+高+中 50m ³	居酒屋 100m ³	スーパー 1,500m ³	特養 3,000m ³	米軍住宅 30,000m ³
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	5,224	13,504	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	1,860	3,003	4,323	7,058	19,908	541,408	1,159,408	13,723,408
増加額	502	709	964	1,834	6,404	191,404	410,404	4,872,404
増加率	137.0%	130.9%	128.7%	135.1%	147.4%	154.7%	154.8%	155.0%

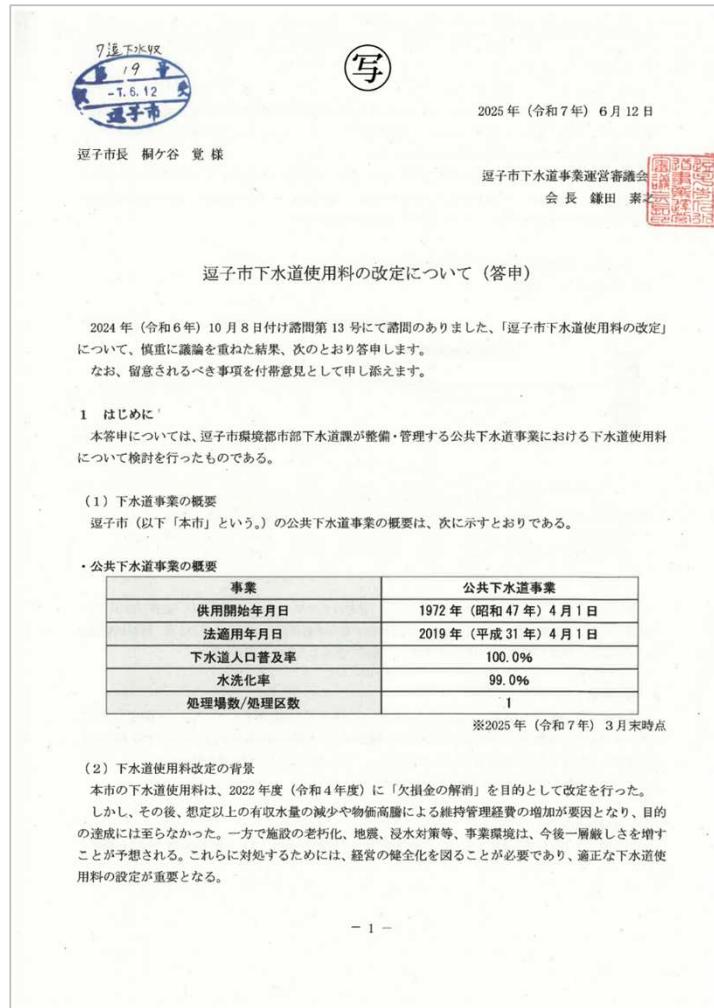
パターン6 一般家庭全体配慮型

標準使用水量 (2か月あたり)	単身世帯 10m ³	大人2人 25m ³	大2+小+幼 35m ³	大2+高+中 50m ³	居酒屋 100m ³	スーパー 1,500m ³	特養 3,000m ³	米軍住宅 30,000m ³
現状の料金体系	1,358	2,294	3,359	5,224	13,504	350,004	749,004	8,851,004
改定後の料金体系	1,800	3,051	4,471	6,996	18,936	534,136	1,150,636	14,267,636
増加額	442	757	1,112	1,772	5,432	184,132	401,632	5,416,632
増加率	132.5%	133.0%	133.1%	133.9%	140.2%	152.6%	153.6%	161.2%

逗子市は、一般家庭の使用者が大半を占めることから、一般家庭に配慮をしたパターン6の内容で答申を受けました。



使用料改定に至った経緯



令和7年6月12日付けで答申を受け、その内容で今回の改定案としています。
審議会の内容は市HPに掲載がありますのでご覧ください。

市HPのQRコード



21